

マネ協

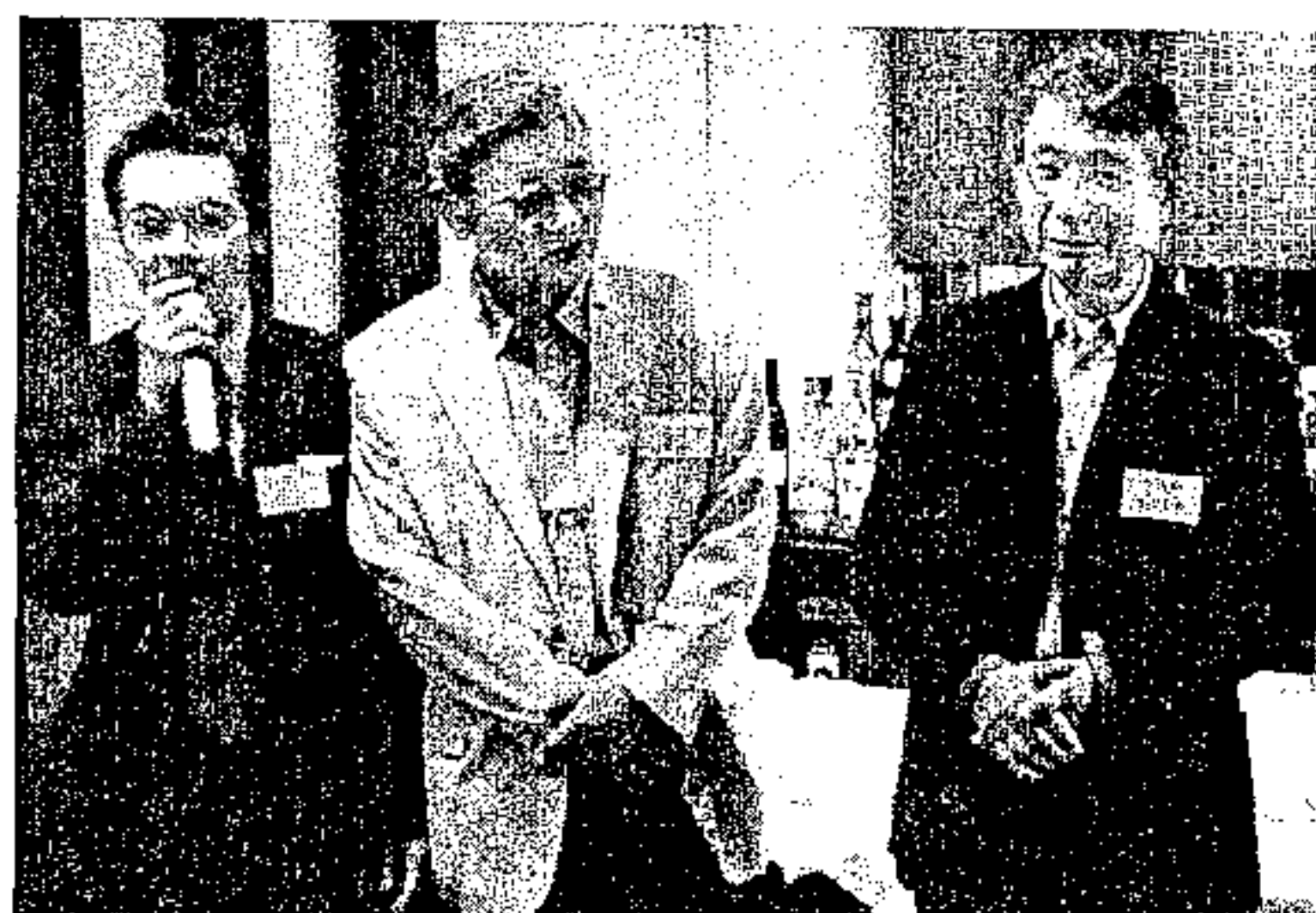
題字 杉村香子

一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会
〒160-0022
東京都新宿区新宿 1-24-7 ルネ御苑プラザ 309
TEL. 03(3225)5984 FAX. 03(3225)5949
E-mail: manekyo@manekyo.com
http://www.manekyo.com
発行日 平成 25 年 2 月 28 日
発行人 山崎 譲
編集人 佐藤達郎
印刷 東京カラーフォト・プロセス株式会社

マネ協ビアパーティーご報告

昨年9月11日、ホテルコムズ銀座“cats & dogs”にて
マネ協ビアパーティーが開催されました。

尚、今回は音声の制作関係者の皆様を中心にご案内しており、
会員 29 社 53 名・外部 16 社 30 名の計 83 名の方々がご来場され、
暑気払いと共に親交を深めるひとときを過ごされました。

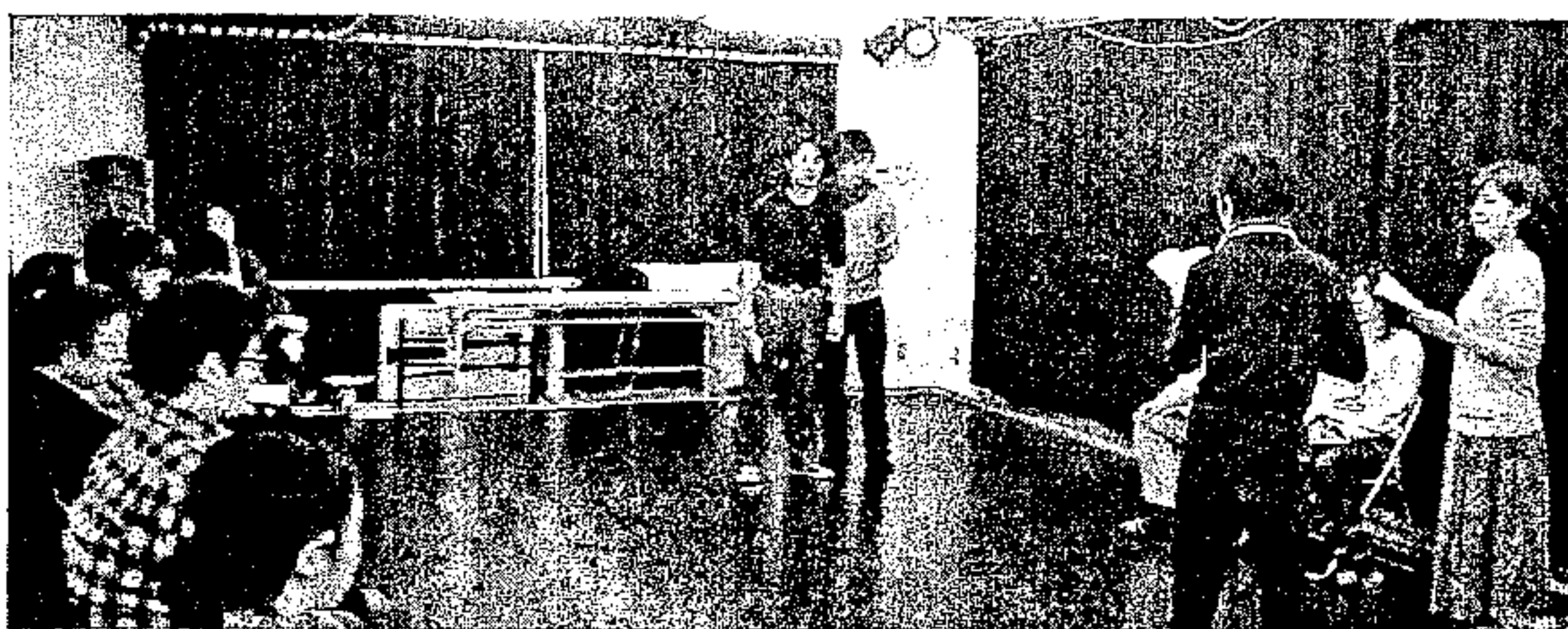


マネ協・第一回ワークショップご報告

昨年、夏に第一回「初心者のためのワークショップ」(主催：日本芸能マネージメント事業者協会・事業部)を開催致しました。

昨今の芸能界は皆様も重々ご存知のように、F1(若者)中心のドラマや映画が主となっております。これは視聴者層の問題、それによるクライアントの問題等々・・・皆様の方がよりご存知でしょう。各会員会社・劇団・プロダクションにおいても若年層の開拓は緊急の課題でもあります。マネ協としても理事会などで、この問題は何度となく議題にあがり、取り敢えず、事業部として行動してみよう！踏み出してみよう！との意見から、第1回マネ協ワークショップを行いました。

…が、残念ながら、立ち上げがまず遅く、募集の告知は7月になってしまいました。また予算の関係もあり、なるべくお金をかけない方向で雑誌や他の媒体(ほぼ掲載料がかかります)での告知は出来ず、各演劇系の大学、専門学校、芸能コースのある高校などへのダイレクトメールでの対応でした。8月開催にもかかわらず10数名の応募があり(問合せはもっとありましたよ!)結果6名が遠くは九州から、大阪から、参加がありました。



8月22日～26日の日程にて、各プロデューサーの方々、現役の声優、



俳優の皆様のご協力により内容のあるワークショップが行われました。また最終日にはマネージャーの皆様にもオリエンテーションも担当して頂きました。

参加者からは「将来をこんな丁寧に、親身に相談出来て良かった!」「現役のプロデューサー、ディレクターの話が聞けて、より夢が具体的になりました」「もっと早く知っていれば参加したい友人がたくさんいました」等々、概ね好評のうちに終わることが出来ました。

が、やはり当初の予定“若年層の開拓”へはまだまだ反省するところは多くあります。

本年は、昨年の反省を踏まえ、早くからの募集告知、さらに中・高校生への告知方法の検討など課題が多々あります(アイデアがあればお教えてください!)

マネ協は100数社、マネージャー約500名、所属俳優約7,000名の団体です。俳優を作り上げるノウハウは、まさに我々の真骨頂ではないでしょうか?

組織として一致団結出来れば新人スターを開拓し作り上げることが出来ると信じて、今年も第2回を開催予定です。ご協力、ご指導宜しくお願い致します。乱文謝

(担当理事 水城大裕)

2013 新年会ご報告

2013年1月31日、恒例のマネ協新年会が原宿ベニーレベニーレにて開催されました。会員34社65名・外部21社57名の合わせて122名がお越しになり、盛況となりました。

新年会に景品提供を頂きましたこと、理事会一同、厚く御礼申し上げます。

(株)アイムエンタープライズ

(株)シグマ・セブン

(株)テアトル・エコー

(株)青二プロダクション

(株)仕事

(有)プロダクション東京ドラマハウス

(株)エ・ネスト

(株)ジュネス

東京俳優生活協同組合

(株)エム・アール

(有)スターダス・21

(有)B-Box

M.M.P

劇団昴

(有)劇団文化座

(株)円企画

青年座映画放送(株)

(有)ミズキ事務所

(株)ガイズエンタテインメント

(有)プロダクション・タンク

(株)メディアフォース

マネ協秋季研修旅行 in 伊東温泉

2012年11月11～12日(伊東温泉ハトヤホテル)、
東映(株)の手塚治氏・日笠淳氏を講師にお招きし
研修旅行を実施しました(会員13社27名が参加)。



～研修旅行に参加して～

会社を設立して20年。マネ協との関わりも長い年月を刻んできました。

振り返ってみると、毎年の新年会や忘年会の案内を含めて、いろんなご案内をいただきながら、出席する機会の少なさに驚きの感があります。

そんな時、伊東温泉への研修旅行のご案内をいただき、なぜか心が「たまには参加してみようかなあ～」という思いにかられ、昨年の11月11日～12日に初めて参加させていただきました!!

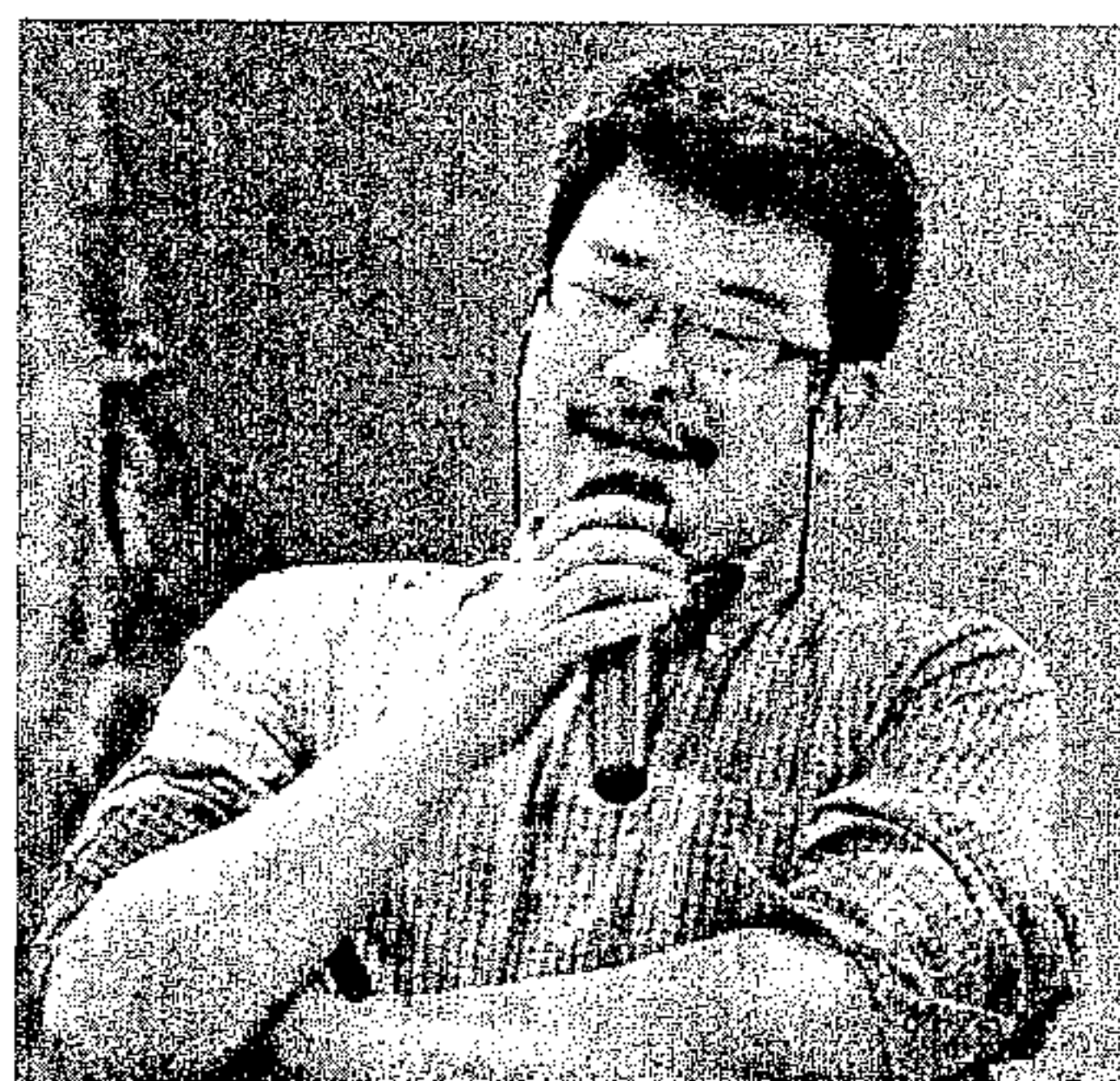
そして、感じた事といえば…
若い時の感覚と、60歳を過ぎた現在の

自分との感覚の違いが、あまりにも大きいことに驚かされました。

それと、研修会で東映(株)の手塚治氏と日笠淳氏お二人の講師のお話も大変参考になり、その後の食事会、そして二次会と大変楽しい時間を過ごした後、同室の山崎理事長と落合氏と布団にもぐり込み、短い会話ながらも、長い年月の積み重ねを感じて、本当に今回は参加をして良かったなあ～と、しみじみ思いました。

今度は、いつ参加できるかわかりませんが、機会がありましたらまた是非参加したいと思っております。

(株式会社エ・ネスト 名塚新一郎)



講師の日笠淳氏



講師の手塚治氏

第5回 映像演劇委・交流カフェご報告

昨年(2010年)の12月5日、テアトル・エコーをお借りして第5回の交流カフェを行ないました。11月11日のマネ協研修旅行の際に講師をお願いした、東映(株)の手塚治さん(取締役、映像本部テレビ第一営業部長、テレビ企画制作部長)・日笠淳さん(テレビ第二営業部長)に引き続き、東映(株)テレビ企画制作部プロデューサーの河瀬光さん・横塚孝弘さんのお二方にお越し頂いた。



プロダクションの参加は17社19名。テアトル・エコーの皆さん手作りの料理に舌鼓を打ちながら美味しいお酒を飲み、和やかな雰囲気の中、2時間の楽しい時間があっという間に過ぎていきました。



左からゲストの横塚氏、河瀬氏

河瀬さん、横塚さんは、2時間ドラマのプロデューサーもやっていますしやいますが、テレ朝4月連続ドラマのプロデューサーをおやりになるとか…。この会報が出る頃には、売り込みの脚本が東映の閲覧棚に出ているかも。皆さん、頑張って役をゲットしましょう。

(担当理事 熊野勝弘)

「マネージャーのつぶやき」

(匿名氏)

昨年を振り返って、本当に忙しい一年だった。それが、利益と比例しているかというと、必ずしもそうとは言えないのが、残念ながら最近の状況である。

スケジュールキープがギリギリ本番間近の連絡だったり、決定が又々直前という事など、デスクは役者の対応と相手側の連絡待ちに振り回される。それらに「ノー」と言えるほどの太っ腹には、悲しいかな、中々なれない。

役者だって人間である、機械ではない。世の中全体が、経済的にも時間的にも追いまくられ、右往左往している現在、マネージャーも本当にこの仕事に誇りを持ってなければ、どんどん消耗して虚しくなったりもする。

私達マネージャーの原点である、役者を守ってあげる事、そして役者に愛情を持って一緒に成長する事、それらが実って、初めていい現場に繋げることができた時、やっと「マネージャーをしていて、良かったなあー」と思える瞬間が来るのではないだろうか。

もう少し、相手側を思いやれる、ゆとりのある仕事がしたいな、と、お酒を飲みながらしみじみ思う。今年こそ、そんな一年になりますように！

50年振りに取れた俳優の喉に刺さった小骨 —ローマ条約からWIPO北京条約への50年—

棚野正士（芸団協常務理事・著作隣接権総合研究所長）

1. ローマ条約第19条「映画に固定された実演」

世界知的所有権機関（WIPO）の視聴覚実演の保護に関する外交会議が2012年6月20日から26日まで北京で開催され、「視聴覚的実演に関するWIPO北京条約」が作成された。北京外交会議には156か国が出席した。日本の実演家組織は芸団協（CPRA）、日本俳優連合、PRE（映像実演権利者合同機構）が参加した。

実演家を保護する最初の国際条約は1961年ローマで作成された「ローマ条約」（実演家等保護条約。隣接権条約とも呼ばれる）であり、日本の著作隣接権制度はこの条約を“パイロット”として制定された。

俳優等実演家の権利はローマ条約第7条（実演家の権利）に定められている。しかし、この条約では「映画に固定された実演」について、第19条で実演家が実演を映画（映像）の固定物に収録することを承諾したときは、その時以後第7条（実演家の権利）の権利は適用しないと定めている。

1961年に形成された実演家の権利の国際秩序を見直す動きが、1993年からレコード製作者の権利の見直しと共にWIPOで始まった。視聴覚実演に関する保護と音の実演に関する保護が議論されてきたが、音の実演については1996年「WIPO実演・レコード条約（WPPT）」が作成されたものの、視聴覚実演は条約作成が取り残された。その後、2000年にジュネーブで外交会議が開かれたが条約づくりは失敗した。しかし、永い時を経てようやく今回の北京外交会議で成立に至った。これによって映画など視聴覚的実演に関する国際秩序が50年振りに新しくなった。

2. 大西洋を挟んだ二つの大陸の対立

なぜ1961年のローマ条約から50年もかかったのだろうか。それは大西洋を挟んだヨーロッパとアメリカの対立があったからである。ジュネーブのWIPO図書館で旧式タイプライターで打った1960年頃のボロボロの資料を見ると、ローマ条約第19条はアメリカの主張でつくられたと書いてある。アメリカは俳優の権利が映画製作者に移転する制度をとっているからである。映画製作者に権利が移転し、権利は俳優等の労働組合と映画製作者団体との労働協約で守られるシステムになっている（アメリカ映画俳優組合（SAG）は1960年、後に大統領になったドナルド・レーガンが委員長の際にハリウッドがゴースト・タウンになるような大ストライキを行って、今日の労働協約を手に入れている）。ローマ条約以来50年、第19条は喉に刺さった魚の小骨のように俳優たち実演家を悩ませてきた。

喉に刺さった小骨を世界の俳優達は50年かかって北京でとった。その間の事情について、日本俳優連合池水通洋専務理事が「コピライト」誌（著作権情報センター発行）

2013年1月号に巻頭エッセイを書いている。北京条約成立後の2012年9月、トロントで開催されたFIA総会でMPAA（アメリカ映画協会）が出席して、「私たちは実演家の敵ではない。協働する仲間である」と発言したのが極めて印象的でしたと述べている。

デジタル環境が進む中で、今や権利者と製作者が対立を超えて時代を切り開く状況を迎えたと感じる。もはや対立の時代ではないと言える。

3. 国内における今後の課題

WIPO北京条約に対応して、国内法としてどのような課題があるか

2000年12月、厳冬のジュネーブで2週間外交会議が開催され、条約草案の前文及び実体規定20カ条が検討された。しかし、前文及び20カ条の内19カ条について合意したが、たった1カ条合意に至らず、そのために条約作成までに12年を要した。その1カ条とは第12条（権利の移転）である。

その第12条はWIPO北京条約でどう規定されているか。条約は三つの選択肢を規定している。

(1) 締約国は国内法で、実演家と製作者との間で定めがない限り、権利は製作者が有し又は製作者に移転するものと規定することができる。

(2) 締約国は同意や契約は書面により、かつ契約の両当事者又は代理人による署名を要すると定めることができる。

(3) 実演の利用について、ロイヤリティ又は同等の報酬を受ける権利を実演家に与えることを定めることができる。

日本の国内法は条約第12条（権利の移転）の要件は満たしており、条約加入に当たって国内法改正の必要はないとも考えられるが、しかし、現状に満足することなく、例えば、契約に関する規定を導入すべく運動しなければならない。著作権法への契約法の導入は永年の課題であり、条約加入の際にその実現を図りたい。但し、契約に関する国内法改正を実現するためには、その裏付けとなる実態を構築しておかなければならない。実演家組織とマネージメント事業者組織が共同して強力な取り組みをする必要がある。

なお、WIPO北京条約では重要な権利として実演家の人格権（第5条）が定められているが、これについてはヨーロッパとアメリカの対立はなく、2000年ジュネーブでの外交会議で合意されており、このため日本は2002年に条約を先取りして実演家の人格権（氏名表示権、同一性保持権）を定めた。

以上

※マネ協が社員団体として支えている映像実演権利者合同機構 (PRE) の広報です。

PRE報告 その17

小野伸一 (PRE 担当理事)

◆昨年6月、世界知的所有権機関 (WIPO) の視聴覚的実演の保護に関する外交会議が、北京で開催された。PRE から事務局員が2名オブザーバーとして出席をしました。

この会議で俳優の権利を全面的に規定した国際条約としては史上初となる「視聴覚的実演に関する北京条約」が満場一致で可決されました。

◆昨年3月に放送されたラジオドラマ「下町ロケット」の有料配信が7月から音声コンテンツ配信サイト「ラジコン」で始まりました。

◆昨年8月 PRE セミナーを大阪で開催しました。講師は PRE の顧問弁護士である石島美也子先生でした。

◆ PRE へ委任する際に必要となる「委任登録票」「委任者リスト」がホームページ上で作成できるようになりました。

◆昨年8月行われた第7回定時社員総会で、引き続き小野が副代表理事として就任しました。

◆昨年11月、4月から9月までに徴収・受領した使用料を分配しました。放送番組のビデオ化を中心に1万4672名の実演家を対象に、合計5億8211万186円をお支払しました。

◆ PRE は昨年9月10日に日本レコード協会、日本音楽事業者協会、日本音楽制作者連盟、日本音楽出版社協会、日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター、演奏家権利処理合同機構 MPN とともに「STOP！違法ダウンロード広報委員会」を設立し、啓蒙キャンペーンに取り組んでいます。

◆昨年12月、PRE セミナーを開催。

日本テレビの船越雅史氏をお迎えし、「コンテンツ価値最大化によるビジネスチャンスはどこに？～ついに始まった本格的なデジタル時代を見据えて～」を開催しました。

◆ PRE が調査を委託している「第2階芸術家の健康に関する実態・ニーズ調査」(実施・芸術家のくすり箱)の結果が発表された。

この調査は俳優やダンサー、音楽家など芸術家の「ケガ・故障の状況」や「ヘルスケアに関するニーズ」の実態を広く調査し、その結果を共有していくことで、芸術家の教育プログラムや活動現場におけるヘルスケアへの取り組みの発展を促進し、もって芸術家の能力を最大限に発揮する環境づくりに貢献することを目的としている。

◆コンテンツ委員会が事業委員会と名前を変えて、コンテンツの制作を企画しております。小林(勝)理事にも参加して戴き、現在1時間ドラマを制作する方向で検討中です。放送は地上波局を予定しております。

一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会(マネ協)

会員リスト [103社/h25年2月]

(株)アーツビジョン	(有)オフィス薫	(株)オフィスのいり
(株)アートプロモーション	(株)ガジェットリンク	(株)ノックアウト
アール・エム・イー(株)	(株)カレイドスコープ	(有)劇団俳優座
(株)アイエス	(株)キリンプロ	(株)Pカンパニー
(有)あいかんぱにい	(株)黒沢良事務所	(有)B-Box
(株)アイムエンタープライズ	(有)ケッケコーポレーション	(有)ファイブ エイト
(株)青ニプロダクション	(有)元氣プロジェクト	(株)ファミリーアーツ
(株)青い鳥創業	(有)現代制作舎	プライムウェブ・ネクシード(株)
(株)AXEL	(株)オフィスコバック	プランニング・メイ(有)
(株)アクセント	(株)ZAI OFFICE	(有)プロ・フィット
アクターズ・カンパニー	(株)三桂	(有)劇団文化座
(株)アクターズセブン	(株)オフィスCHK	(株)文学座
アスク・マネージメント	(有)ジェイ・クリップ [リベルタ]	(株)ベルプロダクション
(株)アズリードカンパニー	(株)シグマ・セブン	(株)宝映テレビプロダクション
(株)アドヴァンスプロモーション	(株)仕事	(有)劇団朋友
(株)アルファエージェンシー	(有)シス・カンパニー	(株)舞プロモーション
(株)E-spring	(株)ジュネス	(株)オフィスまとは
(株)イイジマルーム	(有)スターダス・21	(有)ミズキ事務所
声の劇団イマージュ	劇団昂	(株)劇団民藝
(有)岩淵ぐるうぷ	青年座映画放送(株)	(株)MAGES. [アミュレート]
(株)エーエス企画	(有)宝井プロジェクト	(株)メディアフォース
(有)エスプレイング	(有)田上事務所	(有)オフィスもり
(株)エヌ・エー・シー	(有)竹内事務所	(株)矢島聰子事務所
(株)エヌ・エル・ティー	(有)プロダクション・タンク	ぷろじえくと大和
(株)エ・ネスト	(株)テアトル・エコー	(有)惟プロダクション
(株)エム・アール	TAG (東京アナウンス学院)	(株)ゆーりんプロ
M.M.P	(有)TAB プロダクション	(株)ヨコザワ・プロダクション
(有)えりオフィス	(有)オフィス・ティービー	(有)ライターズカンパニー
(株)オフィスエルアール	(有)東京芝居倶楽部	(株)リマックス
(株)円企画	(有)プロダクション東京ドラマハウス	YAG (代々木アニメーション学院)
(有)エンパシィ	東京俳優生活協同組合	(株)劇団若草
(株)大沢事務所	トム・プロジェクト(株)	(株)オフィス・ワット
落合事務所	(株)トライサム	(有)ワンダー・プロダクション
劇団權	(株)トリアス	
(株)ガイズエンタテインメント	(有)劇団 21 世紀 FOX	

賛助会員一覧 (2013年2月現在)

(社)映像実演権利者合同機構	(株)テレビ朝日
(株)NHK エンタープライズ	(株)テレビ東京
(株)オセロット	(株)TBS テレビ
(株)角川書店 角川大映撮影所	(社)日本劇団協議会
(株)C.A.L	日本テレビ放送網(株)
松竹(株)	(株)フジテレビジョン
(株)松竹撮影所	

賛助会員・加入のお願い

一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会では、法人・個人を問わず、当協会の事業を援助して下さる「賛助会員」を募集しております。

- ご入会は随時受付。一年を通じて申込みを承ります。
- ご入会の際は、理事の推薦が必要です。
- 年会費は、〈法人〉 一口10万円
〈個人〉 一口 3万円
- 会員資格は、ご入会から一年間です。
- 会員特典は、機関誌「マネ協」の贈呈、協会イベントへの参加等々です。

